

◎新潟県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年1月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県佐渡市沢崎652の1・653の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、652の3から652の6まで、653の2から653の6まで、654の4から654の6まで、656の7、656の8、657の2、657の3、658の4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）